



# 川島町高齢者福祉事業一覧

平成27年4月1日現在



## 1. 高齢者の福祉を推進する事業

事業名	説明	対象者	負担金、補助金	担当
外出支援サービス	疾病や障がいにより公共交通機関（タクシー含む）を利用して外出するのが困難な高齢者を、医療機関や町内の金融機関、お店などに送迎するサービスです。基本は家族の付き添いが必要ですが、家族が付き添えないかたで、一人で行動することが困難なかたは、医療機関に限りヘルパーの介助を受けることができます。	①おおむね65歳以上のかた ②疾病や障がいにより公共交通機関の利用が困難なかた ③家族が送迎できないまたは家族の送迎に介助を要するかた ④要介護（支援）認定を受けているかた 以上の条件をすべて満たすかた	迎車料300円 1時間500円 ※医療機関内の介助を利用する場合は、別途料金がかかります。	健康福祉課
かわじま安心お助け隊	ボランティア（サポーター会員）が、援助を必要とするかたの通院や買い物の付き添い、家事などの手伝いを行います。	65歳以上の高齢者または障がい者	1時間当たり600円 ※利用券を購入し、サービス提供時間分をボランティアへ渡します。	社会福祉協議会
車いすの貸出	一時的なケガや、外出などで短期間車いすを使用したいかたに対し、一定期間（3か月以内）貸し出します。	町内在住のかた ※介護保険による福祉用具貸与や、身体障害者日常生活用具の給付など、他サービスが利用できるかたを除きます。	なし	社会福祉協議会
生活福祉資金の貸付	一時的に生活資金を必要とする方に対し、安定した生活を送れるよう、資金の貸付と相談支援を行います。	障がいのあるかたまたは高齢者のうち、低所得世帯のかた		社会福祉協議会
あんしんサポートねっと	高齢者や障がいのあるかたで、判断能力が不十分なかたに対し、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や金銭管理、郵便物の整理など、生活支援員・専門員がお手伝いします。	①おおむね65歳以上のかたで認知症などにより判断能力が不十分なかた ②障がいなどにより判断能力が不十分なかた 以上のいずれかの条件のかた	利用料金＝1,200円（1回1時間まで） 書類等預かり＝基本料2,000円／年 利用料500円／月	社会福祉協議会
弁当宅配サービス	赤十字奉仕団の協力のもと、単身高齢者に対し、毎月第3木曜日にご自宅にお弁当を届けます。	65歳以上の単身高齢者	1回200円	社会福祉協議会



川島かわみん



川島かわべえ

事業名	説明	対象者	負担金、補助金	担当
住民票等宅配サービス	外出することが困難な高齢者や障がいのあるかたを対象に、戸籍や住民票の写し、印鑑証明書、各種税の証明書などを電話やFAXで申請し、町職員がご自宅までお届けします。配達手数料は無料です。	①満70歳以上の高齢者のみの世帯のかた ②身体障害者手帳（肢体不自由・視覚障害に限る）1級・2級のかた ③療育手帳をお持ちのかた ④要介護4・要介護5のかた	戸籍謄抄本：450円 戸籍の附票：200円 改製原戸籍謄抄本：750円 住民票（写）：200円 印鑑証明書：200円 各種税証明：200円	町民生活課 TEL 299-1754
ふれあい戸別収集	高齢者や障がい者のうち、家庭ごみを地区の集積所に持っていくことが困難な世帯に週1回訪問し、家庭ごみを回収するサービスです。	①要介護1以上のかた ②身体障害者手帳1級～3級のかた ③療育手帳④・Aのかた ④精神障害者保健福祉手帳1級・2級のかた 世帯員全員が以上のいずれかの条件に該当する世帯	無料	町民生活課 TEL 299-1754

## 2. 高齢者介護を支援する事業

事業名	説明	対象者	負担金、補助金	担当
紙おむつ給付	常時排泄の介助を要する高齢者に対し、1月あたり6,000円分の紙おむつを支給します。紙おむつは必要な種類を選ぶことができます。	①おおむね65歳以上で寝たきり状態のかた ②重度の障がいを有するかた 以上の条件をいずれか満たし、常時失禁する状態であるかた	合計金額の1割（おむつを配布する業者に支払います）	健康福祉課
車いす用リフト付き自動車の貸出	車いすのまま乗降できるリフト付き自動車を貸し出します（2日以内）。	外出の際に車いすを必要とするかた ※申し込みの際、車を運転するかたの運転免許証と認印が必要です。	ガソリン代	社会福祉協議会

## 3. 高齢者の生活を地域で見守る事業

事業名	説明	対象者	負担金、補助金	担当
高齢者安否確認ネットワーク	ガス事業者や新聞店、郵便局、農協などの協力を得て、配達や検針、集金などの訪問時に不審な状況を発見した場合、町や地域包括支援センターに通報する協定を結んでいます。	全住民	なし	健康福祉課

#### 4. 高齢者の生活の安全を守る事業

事業名	説明	対象者	負担金、補助金	担当
緊急通報システム	慢性疾患を有する単身の高齢者（それに準ずる）に対し、緊急時に救急車が呼べるシステムを貸与します。	①おおむね65歳以上のかた ②単身者（それに準ずるかた） ③慢性疾患を有するかた 以上の条件をすべて満たすかた	なし	健康福祉課
徘徊高齢者探索システム	徘徊の恐れのある高齢者や知的障がいのあるかたに対し、端末機を所持してもらい、GPSにて居所を探索するシステムです。	①おおむね65歳以上のかたで認知症などを有するかた ②知的障がいのかた いずれかの条件を満たすかた	端末機は無料 探索料は月2回まで無料(後1回100円) 現場急行サービス10,000円	健康福祉課
安心カード&救急カード	見守りが必要なかたについて、医療情報や緊急連絡先などの情報を登録します。登録されたかたには、安心カード&救急カードと救急ステッカーが配布され、万が一救急車を呼んだときは、登録されている人の医療情報などを救急隊員が確認できるシステムです。	町内在住の1人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯(それに準ずる世帯) ※希望するかたは地区の民生委員にご相談ください。	なし	健康福祉課

#### 5. 介護保険利用料補助事業

事業名	説明	対象者	負担金、補助金	担当
訪問入浴サービス利用料補助	介護保険による訪問入浴の利用者に対し、月に1回の自己負担額を補助します。	介護保険による訪問入浴を利用しているかた	月1回 自己負担額を補助	健康福祉課
介護サービス低所得者利用料補助	介護保険による居宅サービスを利用したかたに対し、自己負担分の1/2の額を補助します。	町民税非課税世帯のうち介護保険による居宅サービスを利用しているかた	居宅サービス利用分の自己負担分の1/2の額	健康福祉課
ショートステイ利用料補助	介護保険によるショートステイ利用者に、1月あたり5日分までの自己負担額を補助します。	介護保険によるショートステイを利用しているかた	1月当り5日分まで(5,000円を限度とします)	健康福祉課

お問い合わせは

川島町健康福祉課 福祉グループ 049-299-1756  
 川島町地域包括支援センター 049-297-8689  
 川島町社会福祉協議会 049-297-7111



川島町かわべえ